

地域支配における古代山城の役割

柿沼 亮介

本稿では古代山城について、その築造・修築・廃絶などの過程をおいながら、時期ごとの国際情勢や国内支配の様相と関連して山城がどのように整備され、またそれが地域支配においていかなる意味を有したかについて検討した。その上で、大宝律令の下での「城」制度に関する見通しを述べた。

『日本書紀』における古代山城の築城記事からは、長門国の城・大野城・基肄城と、高安城・屋嶋城・金田城という二段階で山城が整備されたことが窺える。古代国家は第一段階として、筑紫と関門海峡をまずは死守すべき防衛ラインとして位置づけて山城の運用を開始した。続く第二段階として築かれた高安城は最終防衛ラインであり、かつ飛鳥・藤原の宮都と大阪平野を結ぶ畿内の中央部に位置することから、政権の基盤たる畿内を支配する上での役割をも担っていた。屋嶋城は瀬戸内海への侵攻に備えたものであるが、同時期の瀬戸内地域では交通路や地域支配の拠点から近いところに「一般の軍事拠点」としての山城も整備され、それらは一体として運用された。しかしあくまで各地で一般的にみられる現象のため、これら「一般の軍事拠点」は史書に記録されていない。一方で屋嶋城は、想定侵攻経路の監視に特化した特殊な山城であることから、史書にも名がみえる。金田城は敵襲の監視とそれを筑紫に伝達する役割を担い、堅固な石塁には「見せる城」としての意味があったが、島嶼の領域的防衛は想定されておらず、軍事的緊張の緩和にともなつていち早く廃絶した。

多くの古代山城は八世紀初頭まで存続したが、唐と新羅の対立によつて六七〇年代には日本列島侵攻の可能性は低下していた。それでも存続した理由としては、高句麗の残存勢力や耽羅からの外交使節の来日がなくなる中で、「中華」としての自国の体裁を維持すべく、古代国家が南西諸島や隼人などへの支配を強化したことが関係している。そのため各地の山城は大宰総領の下で維持され、特に南部九州における「辺境」支配の後背地として重視された大野城・基肄城・鞠智城は「繕治」された。

大宝律令の下で山城の管理は大宰総領から国司に移管されたが、引き続き大宰府がおかれた西海道を除く地域では山城は衰退していった。大宝律令の編纂時点では「城」制度の構築が目指されていたが、養老律令の段階で山城の維持は放棄された。一方で西海道の山城では、その軍事的側面は国司が管轄したが、城内に設置された倉庫の管理は大宰府によつて担われた。倉庫に収められた物資が西海道諸国の共用物となったことにより、九世紀に日本列島と朝鮮半島との間の海域の人々の活動が活発化すると、たとえそれが肥後国の管内で起こったことではなかったとしても鞠智城まで影響が及び、怪異記事という形で史書に記録されることになった。

地域支配における古代山城の役割

柿沼 亮介

はじめに

六六〇年に滅亡した百済を復興させるため、倭国は朝鮮半島へと軍を送ったが、六六三年に白村江の戦いで新羅・唐の連合軍に敗れた。朝鮮半島を統一していくことになる新羅と、東アジアの大帝国である唐を同時に敵にまわした倭国は、国家的な危機を迎えることになる。こうした時期に古代山城は、防衛体制の整備の一環として主に朝鮮半島から畿内へと至る道程、すなわち日本列島への推定侵攻経路に沿って築かれた¹⁾。しかし新羅と唐は、滅亡した百済や高句麗の遺領の支配をめぐって対立し、羅唐戦争へと発展する（古畑一九八三・植田二〇一四）。そのため新羅は急速に倭国との関係改善を図った（石井二〇〇三・柿沼二〇二三a）。新羅や唐との間で戦争が起ころなかつたため、古代山城は実際に対外戦争において利用されることはなかつた。対外的な危機が去っても古代山城はしばらく維持されたが、奈良時代を迎える頃に多くは廃絶し、大野城・基肄城・鞠智城と、八世紀半ばになつてから築城された怡土城のみが平安時代まで存続した。

古代山城は対外的な危機の中で築城が開始されたが、その整備は国内支配の深化と密接に関わり合っており、また律令制の導入によつてその役割や制度的位置づけも変化していった。山城の整備にあつては、当時の広域行政システムである大宰総領制が関係していたことが明らかにされており（森田一九九一・仁藤二〇一四・森

二〇一七・古内二〇二四）、さらに地域ごとの古代山城が一体的に運用されていた可能性も指摘されている（渡邊二〇二三）。令制国の整備や大宝律令の制定によつて大宰総領制が終焉を迎えた後、維持された山城は律令制の下で新たな位置づけを与えられることになる。このように、古代山城のあり方の変化について検討することは、古代国家の地域支配の変遷を考えることでもある。

そこで本稿では古代山城について、①築城時期（天智朝）、②多くの山城が維持された時期（天武・持統朝／八世紀初頭）、③律令制下で位置づけられた時期（奈良／平安時代）の各段階に分けて検討しながら、山城が地域支配において果たした役割を明らかにしたい。

一、古代山城をめぐる史料と研究上の課題

本章では、古代山城に関する史書の記述をみながら、古代山城研究をめぐる課題について確認したい。

（一）史書にみえる古代山城

「古代山城」という語は、史書にその名が記載され所在地がおおよそ確認されている六城（大野城・基肄城・高安城・屋嶋城・金田城・鞠智城）²⁾と、記録はみられないが遺跡が確認されている十六城³⁾、

史書に名と所在地域はみえるが確認されていない三城（長門国の城^四・茨城・常城^五）、大宰府に命じて修城させたということがみえる^六だけで所在地が不明な二城（三野城・稻積城）^七、そして吉備真備によつて八世紀後半に築城された中国式山城である怡土城の、計二八城の総称として用いられている。発掘調査の進展により、「神籠石」の遺跡とされていたものが古代の山城の一種であることが明らかになる中で、まとめて「古代山城」と呼ばれるようになった^八。古代山城については、史書に名がみえるものでも多くの史料がのこされているわけではない。その設置や修築、廃止などの記事を挙げると、以下のようになる^九。

【史料一】『日本書紀』天智天皇四年（六六五）八月条

遣^三達率答炆春初^一、築^二城於長門国^一。遣^三達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国^一、築^二大野及椽二城^一。

【史料二】『日本書紀』天智天皇六年（六六七）十一月是月条

築^三倭国高安城・讃吉国山田郡屋嶋城・对馬国金田城^一。

【史料三】『日本書紀』天智天皇八年（六六九）八月

天皇登^三高安嶺^一、議欲^レ修^レ城。仍恤^三民疲^一、止而不^レ作。時人感而歎曰、寔乃仁愛之德、不^レ亦寬^一乎、云々。

同
是冬条

修^三高安城^一、収^三畿内之田税^一。

【史料四】『日本書紀』天智天皇九年（六七〇）二月条

修^三高安城^一、積^三穀與^レ塩^一。又築^三長門城^一・筑紫城^二。

【史料五】『日本書紀』天武天皇元年（六七二）七月条

是日、坂本臣財等、次^三于平石野^一。時聞^三近江軍在高安城^一而

登之。乃近江軍、知^三財等来^一、以悉焚^三税倉^一、皆散亡。仍宿^三城中^一。会明、臨^三見西方^一、自^三大津・丹比・両道^一、軍衆多至。顯見^三旗幟^一。有^レ人曰、近江將^三老伎史韓國之師也^一。財等自^三高安城^一降以渡^三衛我河^一、與^三韓國^一戰^三于河西^一。財等衆少不^レ能^レ距。先是、遣^三紀臣大音^一、令^レ守^三懼坂道^一。於是、財等退^三懼坂^一、而居^三大音之宮^一。

【史料六】『日本書紀』天武天皇四年（六七五）二月丁酉（二三日）

条

天皇幸^三於高安城^一。

【史料七】『日本書紀』持統天皇三年（六八九）九月己丑（十日）条

遣^三直広参石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣蟲名等於筑紫^一、給^三送位記^一。且監^三新城^一。

【史料八】『日本書紀』持統天皇三年（六八九）十月庚申（十一日）

条

天皇幸^三高安城^一。

【史料九】『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申（二五日）

条

令^三大宰府繕^一治大野・基肆・鞠智三城^一。

【史料十】『続日本紀』文武天皇二年（六九八）八月丁未（二〇日）

条

修^三理高安城^一。〈天智天皇五年^一。築城也。〉

【史料十一】『続日本紀』文武天皇三年（六九九）九月丙寅（十五日）

条

修^三理高安城^一。

【史料十二】『続日本紀』文武天皇三年（六九九）十二月甲申（四日）

条

令^三大宰府修^三三野・稻積二城^一。

【史料十三】『続日本紀』大宝元年（七〇二）八月丙寅（二六日）条
廩^三高安城^一、其舍屋・雜儲物移^三貯于大倭・河内二国^一。

【史料十四】『続日本紀』和銅五年（七一二）正月壬辰（二三日）条
廩^三河内国高安烽^一、始置^三高見烽及大倭国春日烽^一、以通^三平城^一也。

【史料十五】『続日本紀』和銅五年（七一二）八月庚申（二三日）条
行^三幸高安城^一。

【史料十六】『続日本紀』養老三年（七一九）十二月戊戌（十五日）
条

停^三備後国安那郡茨城、葦田郡常城^一。

【史料十七】『続日本紀』天平勝宝八歳（七五六）六月甲辰（二二日）
条

始築^三怡土城^一。令^三大宰大貳吉備朝臣真備專^三当其事^一焉。

【史料十八】『続日本紀』天平宝字三年（七五九）三月庚寅（二四日）
大宰府言、府官所^レ見、方有^三不安者四^一。（中略）管内防人、
一停^レ作^レ城、勤赴^三武芸^一。習^三其戰陳^一。而大貳吉備朝臣真備
論曰、且耕且戰、古人称^レ善。乞五十日教習而十日役^三于築城^一。
所^レ請雖^レ可^レ行、府僚或不^レ同。不安^三也。（中略）勅、（中略）
管内防人十日役者、依^三真備之議^一。（後略）

【史料十九】『続日本紀』天平神護元年（七六五）三月辛丑（十日）
（中略）大宰大貳從四位下佐伯宿称今毛人為^三築怡土城專知官^一。
（後略）

【史料二〇】『続日本紀』神護景雲二年（七六八）二月癸卯（二八日）

条

筑前国怡土城成。

【史料二一】『文德天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二四
日）条

肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

天安二年（八五八）閏二月丁巳（二五日）条

又鳴。

天安二年（八五八）六月己酉（二十日）条

大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国
二島盡被^三損傷^一。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉
十一字火。

【史料二二】『日本三代実録』貞觀十七年（八七五）六月二十日条
大宰府言、大鳥二集^三肥後国玉名郡倉上^一。向^レ西鳴。群鳥數百、
噬^三拔菊池郡倉舍葺草^一。

【史料二三】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条
又肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

（二）史料での登場の仕方と広域行政の中での古代山城

前節でみたような史料しか残存していないという制約があるため、
古代山城の研究は状況証拠に基^づいて行わざるを得ない部分がある
二。しかしこれらの記事では、高安城と怡土城を除いて、複数の
山城を列記した記述になっている。同一記事の中に登場する山城に
対しては、中央政府による何らかの統一的な政策的意図を窺うこと
ができるだろう。

また近年、古代山城の整備において当時の広域行政区画である大宰総領制との関係が注目されている。仁藤敦史氏によれば、大宰総領は孝徳朝における臨時的な使者であつた東国惣領を前段階として、白村江での敗戦の後に軍事動員を前提として全国規模で設置されるようになった広域行政官である。律令制的な地方支配の前段階として、大宰総領の下で複数の国造国が管理されるようになり、大宰は国宰の統括官司、総領はその長官としての役割を担った。天武朝以降、令制国が整備されていく過程で大宰総領の管轄領域の中に細分化された国が誕生し、大宰総領の権限は縮小していった。そして大宝律令の下で令制国を基本単位とする国司制が開始されたことで、西海道を除いて大宰総領制は姿を消すことになった（仁藤二〇一四）。大宰総領制は軍管区としても機能したため、山城は大宰総領の下で築城されたと考えられており、しかも大宰総領が管轄した地域には、複数の山城が含まれていることもある。ここに山城が一体的な運用をされていたということを考え合わせることで、山城の分布や管理のあり方などについての考察を深めることが可能となると思われる。

本稿ではこうした視点から、時期ごとの古代山城の位置付けについて考えていきたい。

二、対外的危機と国内支配の進展の中での整備 ―天智朝―

本章では、古代山城の築城や整備の過程について、天智紀における築城時期の段階差や史書非掲載の山城のあり方などを検討しながら考えていく。

（一）築城の段階性

古代山城の多くは山全体に石塁がめぐられ、水門や城戸がもうけられるなど大規模工事を必要とする巨大な構造物であり、短期間で築城できるものではない。奈良時代になってから造られた怡土城の例をみても、天平勝宝八歳（七五六）に築城が開始され（史料十七）、途中紆余曲折があつたにせよ完成したのは神護景雲二年（七六八）であるという（史料二〇）。山城の築城記事は天智紀に集中してみられるが、ここで「築」とされているのが工事の着工であつたとすると、六六三年の白村江の戦いの数年後になつてようやく城を築き始めるということであり、国家的危機のさなかにしては些か悠長な対応をとつたことになる。そのため、向井一雄氏が指摘する「築」を「完成」を意味するものとして捉える（向井二〇一七）視点は重要である。古代山城の築造開始時期については、白村江の戦いより前に遡る可能性も指摘されており、六六〇年の百濟滅亡の後、ヤマト政権が朝鮮半島への派兵を決断した段階で山城の整備が進められたと考えられる。

ただし古代山城の中には、完成したと考えられるものと、完成していなかったと考えられるものがある。完成したと考えられているのは、史書に記録された山城では六遺跡中の四遺跡（大野城・基肄城・金田城・鞠智城）、記録のみられない山城では十六遺跡中の二遺跡（鬼ノ城・御所ヶ谷神籠石）、完成していないと考えられているのは、史書に記録されていない山城のうちの少なくとも九遺跡（筑前阿志岐城・鹿毛馬神籠石・杷木神籠石・筑後女山神籠石・肥前おつぼ山神籠石・豊前唐原山神籠石・周防石城山神籠石・讃岐城山城・播磨城山城）である。高安城は発掘調査が行われておらず、屋嶋城

は現状の発掘調査の結果だけでは完成していたか否かが分からない（亀田二〇一四）。史書に登場するか否かと完成していたか否かは一致しておらず、完成した城のみ「築」と表現されているわけではない。また、古代山城は石塁で囲むなどして山全体を活用してはいても、近世城郭と異なり城内を建物で埋めるわけではなく、山頂から地上や海上を見張ったり、烽を利用することは城全体が完成していても可能である。そのため、石塁や城門などの構造物が未完成であったとしても、監視や連絡などの機能が整い、山城としての運用が開始された場合に「築」の語が使用されていると捉えられるのではないだろうか。

このことについて検討するため、天平勝宝八歳（七五六）の段階で「始築^三怡土城」（史料十七）、神護景雲二年（七六八）に「筑前国怡土城成」（史料二〇）というように「築」と「成」が使い分けられている怡土城の建設過程をみていきたい。怡土城は、新羅征討を意識して築城されたと考えられている。新羅は七三五年に唐から大同江以南の領有を認められて以降、日本の意向に沿うような外交を行ってきたそれまでの対日政策を改めた。そのため、日本と新羅の間では外交使節の体裁をめぐる問題が頻発するようになった（石井二〇〇三・柿沼二〇二三a）。

この頃、日本では天平勝宝元年（七四九）七月に藤原仲麻呂と光明皇太后が阿倍内親王を孝謙天皇として即位させ、仲麻呂と光明皇太后は連携しながら権力を掌握した。そして天平勝宝八歳（七五六）の二月に橘諸兄が致仕し、五月に聖武が死去すると、仲麻呂が政権を主導するようになった（仁藤二〇二二・木本二〇二二）。新羅に対して強硬姿勢をとる仲麻呂が政権を掌握したことで対外政策の基

調も転換し、反新羅・新渤海の方針がとられた。怡土城が「築」が開始したのはその直後の六月であり、対外関係の緊張に備えて城の建設を開始し、大宰府を守るための監視機能はすぐにでも整備されたものと思われる。その後、新羅との戦争が現実的に可能であると判断されるのは、天平宝字二年（七五八）十二月に安史の乱の消息が伝わった^三ことによる（柿沼二〇二三b）。天平宝字三年（七五九）三月に築城を急ぐことが建議された（史料十八）のは、そのためであろう。そして同年には大宰府に対して、六月に新羅を伐つための行軍式をつくらせ^{三三}、九月に新羅からの渡来人について帰国を希望する者を送還するように命じている^{三四}。また、北陸・山陰・山陽・南海道に対して三年以内に新羅征討のための船五〇〇艘を造るように命じた^{三五}。その後も天平宝字五年（七六一）には、美濃・武蔵国の少年各二〇人に新羅語を学習させ^{三六}、翌年の四月に大宰府に初めて弩師を置き^{三七}、十一月に伊勢神宮への奉幣^{三八}と新羅征討の準備が整ったことを奉告するための香椎廟への奉幣^{三九}が行われた。しかし実際に新羅との戦争には至らず、天平宝字八年（七六四）に仲麻呂は「藤原仲麻呂の乱」と称される内乱で滅ぼされた。怡土城が完成したのは政権崩壊後の神護景雲二年（七六八）のことだが、これは新羅側も日本の新羅征討を察知している中で^{四〇}、警戒レヴェルをすぐに下げることができなかったということであろう^{四一}。仲麻呂外交が転換するのは、七七〇年代半ばになってからのことである（柿沼二〇二三b）。怡土城の整備は以上のような過程を経て行われたものと想定され、「築」は建設が進められる様子を表す語であるとともに、たとえ石塁などが未完成であったとしても運用が開始されている状態を指していると考えられる。

さて、【史料一】・【史料二】によれば、六六五年に長門国の城と大野城・基肄城がまず築かれ、続いて六六七年に高安城・屋嶋城・金田城が築城されたという。「築」の意味についての検討を踏まえると、山城の運用開始の時期について、六六五年と六六七年に書き分けられていることになる。たまたまそれぞれの年にいくつかの山城が同時に完成したというのではなく、山城の整備と運用が二段階で行われたと考えるべきであろう。

(二) 第一段階の城

まず、第一段階の城である長門国の城・大野城・基肄城についてみていきたい。

長門国の城は、所在地は分かっているが、関門海峡から瀬戸内海への侵入を防ぐ上で極めて重要な地域である現在の下関市周辺に築かれたと考えられている。『下関市史』は長門国の城の比定地として、瀬戸内海と響灘の両海面を眺望できる位置にあり、山の高さが三、四〇〇メートル、山容は台形型などの条件を備えた立地として、下関市内の四王司山（標高三九二メートル）が有力であるとする（下関市市史編修委員会二〇〇八）。

長門国が国家的にどのように位置づけられていたかは、次の史料から窺うことができる。

【史料二四】『日本書紀』天武天皇五年（六七六）正月甲子（二五日）
条

詔曰、凡任_三国司_一者、除_三畿内及陸奥・長門国_一、以外皆任_三大

山位以下人_一。

【史料二五】『類聚三代格』卷十八・延暦十一年（七九二）六月十四日付太政官符「応差健児事」

（前略）今諸国兵士。除_三辺要地_一之外。皆從_三停廢_一。其兵庫鈴藏及国府等類。宜_下差_三健児_一以充_中守衛_上。

【史料二六】『類聚三代格』卷十八・延暦二十一年（八〇二）十二月付太政官符

応_三依_レ旧置_二兵士_一事

右得_三長門国解_一称。謹奉_三去延暦十一年六月七日勅書_一称。（中略）宜_下京畿及七道諸国。兵士伝馬並從_三停廢_一以省_中勞役_上。但陸奥出羽佐渡等国及大宰府者、地是_三辺要_一不可_レ無_レ備。所_レ有兵士宜_三依_レ旧置_一。檢_三案内_一。兵部省天平十一年五月廿五日符称。奉_レ勅。諸国兵士皆悉暫停。但三関并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸国等兵士依_レ常勿_レ改者。然則此国依_レ旧与_三大宰府管内_一接_レ境。勘_三過上下雜物_一。常共_三警虞_一。無_レ異_三辺要_一。亦山陰人稀。差_レ発難_レ集。若有_三機急_一。定致_三闕怠_一。望_レ請。依_レ旧置_三兵士五百人_一。以備_三不虞_一。非常之儲不可_レ不_レ申。謹請_三官裁_一。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

【史料二七】『日本後紀』大同元年（八〇六）五月丁丑（十四日）条勅、備後・安芸・周防・長門等国駅館、本備_三蕃客_一、瓦葺粉壁。頃年百姓疲弊、修造難_レ堪。或蕃客入朝者、便從_三海路_一。其破損者、農閑修理。但長門国駅者、近臨_三海辺_一、為_三人所_レ見。宜_三特加_レ勞、勿_レ減_三前制_一。其新造者、待_三定樣_一造之。

【史料二四】は国司任用の基準についての詔であるが、一般の国

が大山以下とされているのに対して長門国司は畿内諸国や陸奥国と同格で、六六四年に制定された冠位二六階のうち、小錦（令制の五位相当）以上の官人を任命する重要な役職であった（下関市史編修委員会二〇〇八）。

【史料二五】は、陸奥・出羽・佐渡・大宰府管内を除く国々の兵士を廃止するという太政官符だが、これに対して【史料二六】にみえる長門国解では、長門国は大宰府管内と境を接し、「辺要」と変わらないため、天平十一年（七三九）五月二十五日付兵部省符において兵士を停止した際に三関・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内は除外されたという前例を持ち出し、兵士を復置することを願っている。そしてその請願は認められた。

【史料二七】は、外交使節の往来に備えて、体面上、山陽道の駅館は瓦葺き・白壁仕立てにしてきたが、外交使節は海路で往来することが多いので、百姓の疲弊を考慮して駅館の修理は農閑期に行うようにと命じたものである。ただしここでも、長門国の駅は海から見えるので以前の規模を維持することが求められている。

以上のように関門海峡を擁する長門国は対外交通の窓口であり、瀬戸内海の入口として軍事・外交上重視される地域であった。だからこそ第一段階で城が築かれ、しかもそれが古代山城として史書に最初に登場する城なのであろう。

続いて大野城・基肄城は、大宰府が整備される時期にあつて、その防衛のために設置された^{三三}。ブルース・バートン氏は、白村江での敗戦を経て筑紫が国防の場となり、「国境」が意識され始め、大宰府がその最前線となったとする（バートン二〇〇一）。こうした状況を理解する上で、次の史料が参考になる。

【史料二八】『日本書紀』天武天皇元年（六七二）六月条
男、至^三筑紫^一。時栗隈王、承^レ符对曰、筑紫国者、元成^三辺賊之難^一也。其峻^レ城深^レ隍、臨^レ海守者、豈為^三内賊^一耶。今畏^レ命而發^レ軍、則国空矣。若不意之外、有^三倉卒之事^一、頓社稷傾之。然後、雖^三百殺^一臣、何益焉。豈敢背^レ德耶。輒不^レ動^レ兵者、其是縁也。

これは、壬申の乱に際して近江朝廷が佐伯連男を筑紫に派遣し、筑紫大宰であった栗隈王に出兵を命じたことに関する記事である。この時に栗隈王は出兵命令を拒否しているが、その理由として筑紫国が城を高く、溝を低くして備えているのは外国からの来襲に備えてであつて、内乱のためではないということを述べている。ここからも、筑紫の山城が防衛上重視されていた当時の意識を窺うことができる。

以上のように古代国家は、筑紫をまずは死守すべきラインとして定めたため、大野城・基肄城は第一段階で築城されたものと考えられる。

ヤマト政権の存亡にとって最も重要な地域に築かれたのが、六六五年に築城記事のみえる第一段階の城であつた。

（三）第二段階の城

続いて第二段階の城である高安城・屋嶋城・金田城についてみていく。

高安城は奈良盆地と大阪平野の間の高安山に築かれた山城で、飛鳥の宮都を守るためのいわば最終防衛ラインである。畿内の中心に

位置することもあつてか、高安城をめぐることは他の山城と比べて様々な活動の記録がのこされている。【史料三】は、高安城に畿内全域の田税を収納させたというものであるが、ここからは軍事および財政上の必要性から、一国単位の行政よりも広域の権力が存在していたことが窺え、仁藤氏はその権限を持っていたのは大倭国司か倭京留守司であろうと推測し、それが高安城や「畿内国」を管轄する大宰総領的役割を担っていたとする（仁藤二〇一四）。

高安城が築かれたのは、すでに六六七年三月に近江へと遷都された後である。遷都に際しては、次の史料にみえるように畿内は混乱状態になっていた。

【史料二九】『日本書紀』天智天皇六年（六六七）己卯（十九日）条
遷都于近江。是時、天下百姓、不願遷都、諷諫者多。童謡亦衆。日々夜々、失火処多。

【史料三】や【史料四】はそうした状況下で、畿内の広域行政官が高安城を管理し、畿内諸国から税として集めた穀や塩などを保管していたことを表している。だからこそ、この城は壬申の乱の舞台ともなったのであろう（史料五）。奈良盆地と大阪平野の間にあって、両方を見渡すことができる戦略的に重要な位置に築かれた高安城は、「畿内政権」たるヤマト政権の盟主である大王が近江に移っている間に畿内の留守を預かる広域行政官^三が管轄し、税物を保管する機能をも有して、軍事的にも畿内統治の上でも重要な山城だったのである。

讃吉国山田郡に築かれた屋嶋城は現在の香川県高松市の屋島に所

在し、近年、城門の遺構が発見され、城門と城壁の一部が復元されている。瀬戸内地域には未発見のものも含めて、山陽側には西から石城山城（周防）、常城・茨城・鬼ノ城・大廻り小廻り（吉備）・播磨城山城（播磨）が並び、四国側には西から永納山城（伊予）、城山城・屋嶋城（讃岐）が並んでいる。古代瀬戸内海の一般的な航路は山陽側の沿岸部を地乗りで航行するもので、四国側への南北移動は島が多く集まる場所で島伝いに行われていた（渡邊二〇二三）が、四国側の山城としては来島海峡の東側に永納山城が、備讃瀬戸に面して城山城と屋嶋城がおかれており、それぞれ芸予諸島・備讃諸島を伝うことで山陽側との往来がし易い場所に山城が築かれていることになる。このように瀬戸内地域の古代山城は、後に山陽道や南海道となる陸上交通路に沿った内陸のルートと、瀬戸内海の南北移動を意識した海伝いのルートを意識して整備された（亀田二〇二二a）。

城山城と屋嶋城は二十数キロメートル離れているが、双方に目視で確認できる場所があり、これは大廻り小廻りと鬼ノ城との距離と同様である。史書に記載された瀬戸内海地域の山城が屋嶋城のみであるとしても、山城間の距離や、備讃瀬戸を挟んで山陽・四国それぞれ等距離のところに山城がおかれていることから、これらは計画的に配置されたと考えられる。また四国の三城は、立地・城壁構造・機能した時間幅が類似しており、防衛拠点として計画的に配置され、連動して機能していた可能性がある（渡邊二〇二三）。

さらに西側では、現在の山口県光市に石城山城が配され、これはかつて海峡であった古柳井水道に隣接している（江藤二〇二一）ことから、周防灘を通って地乗りで古柳井水道や大島瀬戸を東行する敵への対策であったと考えられる。また広島県の長者山城跡が古代

山城であったとすると、今まで山城が未発見であった広島平野周辺にも山城が整備されていたということである。常城と茨城が至近にあることを考え合わせても、史書にみえない山城が陸海の交通経路上の各所におかれていた可能性は低くない。石塁の整備などが進まず、監視などの役割しか果たさない施設が多かったために遺構がのこらず、確認されている山城だけをみると分布が偏在しているように思えるのかもしれない。

瀬戸内地域の古代山城のうち、鬼ノ城・永納山城・城山城は国府関連遺跡との関係が指摘されている。一方、他の山城については交通の要衝にはあるものの、特定の拠点との関わりは明瞭ではない(亀田二〇二二b)。史書に掲載された屋嶋城は山田郡におかれたものの、讃岐国府からは離れたところに位置しているだけでなく、後の南海道に沿っているわけでもない。瀬戸内海を監視するために、当時は文字通り島であった屋島に築かれたものである。史書に掲載されていない永納山城や城山城、そして非掲載の中では珍しく完成された城である鬼ノ城は国府や官道との関係が深く、逆に屋嶋城は史書に掲載されていないながら国府や官道との関係が薄いということになる。これは、後の国府など地域支配の拠点となる施設の周辺や後に官道として整備される重要な陸上交通路に面する場所に「一般の軍事拠点」としての城が築かれるのは当然のことであるため史書への記載がないのに対して、直接的に支配拠点や陸上交通路と関係しないような場所に築かれた山城は特異な存在であるために史書に記録されたということではないだろうか。

以上を踏まえると、屋嶋城と同時期に瀬戸内地域には多くの山城が築かれ、それらの山城は一体的に運用されていたが、屋嶋城のみ

は地域支配の拠点や陸上交通路とは外れた場所におかれたことから、特に史書に名がのこったものと考えられる。

対馬の金田城は、島の中部西海岸に位置し、リアス海岸の浅茅湾内に所在する城山に築かれている^{二四}。また対馬は、島の南部から壱岐までの距離が約五〇キロメートル、福岡までが約一三五キロメートルである一方、島北部から釜山までの距離が約五〇キロメートルと、九州島よりも朝鮮半島の方が近い。しかも対馬は南北約八二キロメートル、東西幅が最大で約十八キロメートルの細長い島であるため、壱岐や対馬はさながら、日本列島と朝鮮半島との間に架けられた船橋のような存在で、列島と半島との間の最も重要な交通経路にあたる。

城山の山頂からは朝鮮半島南部の巨済島を望むこともでき、対馬の西側を航行する船を監視するのに好適である。しかし、同じ西海道の大野城・基肄城は第一段階で整備されたのに対して、金田城が築かれたのはそれより後の第二段階である。朝鮮半島との距離という意味では対馬の方が圧倒的に近く、まさに「国境の島」であり、戦時には前衛となるはずにもかかわらず、築城が遅れるのである。

これは、対馬の地域支配が進展していない状況下で^{二五}、対馬を領域的に防衛するという意識が中央政府にはなかったからではないか。対馬には防人がおかれたものの、その数は一〇〇人程度と推定されており(坂上二〇一四)、これでは来襲した敵と戦い、広い対馬を守ることはできない。常に海上を監視することで敵襲を発見し、烽を使ってそれを伝達するので精一杯であろう。城自体は堅固な石塁で囲まれていたものの、島内を陸路で移動することが困難である対馬において金田城は嶋府から遠く、アクセスの困難な孤城^{二六}で

あったと考えられ、この城だけ守ってもあまり意味はない。向井一雄氏は「見せる城」という概念を提唱している（向井二〇一七）が、金田城の立派な石塁はまさに「見せる城」だったのであろう。すなわち、金田城は侵攻に備えて島の防衛を担うための城ではなかったのである^{二七}。対馬や筑紫と同じく想定侵攻経路上にありながら、杵岐には古代山城が築かれることはなかったが、これも古代国家が島嶼の領域的な防衛を意識していなかったためと考えられる^{二八}。金田城はあくまで敵の襲来をいち早く察知し、それを大宰府に伝えるために築かれたのであり、対馬を守るための城ではなかった。そのため、まずは大宰府の防衛を固めるべく大野城・基肄城の整備を開始し、それに遅れて海上の監視のための城として金田城の運用が開始されたものと考えられる。

以上みてきたように、古代国家はまず筑紫と長門の守りを固めた上で、近江に遷都し、政権の基盤である畿内の防衛と支配のために高安城を造営した。そして筑紫と畿内を結ぶ瀬戸内海地域での山城の整備に取り掛かるとともに、対馬には朝鮮半島から日本列島への来襲を監視するために金田城を築いた。

（四）築城記事がみえない山城

最後に、史書に築城記事がみえない山城について考えたい。先述のように、瀬戸内地域には屋嶋城と同時期に多くの山城が築かれたが、地域支配の拠点や陸上交通路に面したところに築かれた「一般の軍事拠点」としての山城は通常の地域防衛態勢の整備の一環であるため史書に名がみえず、屋嶋城は瀬戸内海を監視するために特に整備された山城であるが故に史書に掲載されたと考えられる。

このような視点から天智紀に築城記事がみえる山城を検討すると、高安城も金田城も国府や官道とは離れているものの、別の意味での戦略的拠点におかれている。国府や官道に面して築かれているのは大野城・基肄城のみであり、これは大宰府防衛や第一段階で整備された山城であるという重要性に鑑みて掲載されているのであろう。瀬戸内地域以外の史書にみえない山城についても、多くが天智朝や天武朝で築城が開始されたと考えられているが、これらも同様に、地域支配や陸上交通路との関係で整備された「一般の軍事拠点」であり、数が多く煩雑であるために敢えて史書には掲載されなかったものと考えられる。

築城記事がないにもかかわらず、「繕治」記事のみえる鞠智城（史料九）や修築記事のある三野城・稻積城（史料十二）、停止記事のみがみえる茨城・常城（史料十六）は、築城の時点では地域支配の拠点や陸上交通路を防衛するための「一般の軍事拠点」であったため史書に記載されていないが、その後、重要性が増して修築などがなされたため、それに関する記事が掲載されたということではないだろうか^{二九}。

三、古代山城の維持・管理と対外関係の変化

―天武・持統朝―奈良時代初期―

本章では、古代山城がどのように管理されたかを検討した上で、国際関係の変化によって対外戦争が意識されなくなっていく中でも山城が維持された理由について考えていく。

(二) 古代山城の維持・管理

古代山城は七世紀半ばに整備が開始されたが、先述のように新羅は唐との関係悪化から六六八年には倭への遣使を再開し、また倭国（日本）と唐との国家的な通交は約三〇年間にわたって途絶えた。そのため天武・持統朝以降、戦争への直接的な危機意識は低下していく^{三〇}。一方でこの時期には王権が伸長し、令制国が整備されていくなど国内支配が深化し、さらに日本を「中華」とする意識が昂揚していった。こうした中で、古代山城はどのように管理されたのだろうか。

まず高安城についてみていきたい。高安城は、先述のように畿内の広域行政官が管理し、倉庫などがおかれた。その後も天武天皇・持統天皇による行幸があり【史料三】・【史料六】・【史料八】・【史料十五】、王権の畿内支配において重要な場所を果たす場所であったことが窺える。大宝元年（七〇一）に廃城となり^{三一}、その際に貯蔵されていたものが大倭国と河内国に移されている（史料十三）ので、この時まで倉庫の機能が維持されていたことが分かる。その後も烽として存続したが和銅五年（七一二）に高安烽も廃止され、かわりに高見烽と春日烽がおかれた（史料十四）。これは、藤原京から平城京への遷都にともなって、藤原京が所在する奈良盆地南部と大阪平野の間に位置する高安山の地理的重要性が低下したため、かわりに平城京がおかれた奈良盆地北部と大阪平野の境をなす生駒山に高見烽が、平城京の側の烽として春日烽がおかれたものと考えられる。その後の和銅五年（七一二）の元明天皇による行幸が、高安城が登場する最後の史料である^{三二}。このように高安山は、宮都と大阪平野の間に所在し、政権基盤であるその両者を見渡す場

所であるということにこそ価値があり、天武・持統朝の行幸には「国見」の意味があった。しかし遷都によって地理的な優位性が失われたため、維持されなくなったものと考えられる。

次に、他の古代山城について検討したい^{三三}。古代山城の維持・管理については、大宰総領制との関係が指摘されているが、大宰総領については以下のような史料がみえる。

【史料三〇】『日本書紀』天武天皇八年（六七九）三月己丑（九日）
条

吉備大宰石川王、病之薨^三於吉備^一。

【史料三一】『播磨国風土記』揖保郡広山里

石川王、為^三総領^一之時、改為^三広山里^一。

【史料三二】『日本書紀』天武天皇十四年（六八五）十一月甲辰（二日）
条

儲用鉄一万斤、送^三於周芳総令所^一。是日、筑紫大宰、請^三儲用物、
純一百匹・絲一百斤・布三百端・庸布四百常・鉄一万斤・箭竹
二千連^一。送^三下於筑紫^一。

【史料三三】『日本書紀』持統天皇三年（六八九）三年八月辛丑（二日）
詔^三伊予総領田中朝臣法麻呂等^一曰、讃吉国御城郡所^レ獲白鷄、
宜^三放養^一焉。

【史料三四】文武四年（七〇〇）十月己未（十五日）条
以^三直大壺石上朝臣麻呂^一為^三筑紫総領^一。直広参小野朝臣毛野
為^三大貳^一。直広参波多朝臣牟後閉為^三周防総領^一。直広参上毛
野朝臣小足為^三吉備総領^一。直広参百濟王遠宝為^三常陸守^一。

【史料三〇】と【史料三一】に共通して石川王がみられることから、吉備大宰は広域行政官として播磨国を管轄していたと考えられる。【史料三二】と【史料三四】から、周防にも広域行政官である周防総領がいたことが確認できる。【史料三三】にみえる伊予総領は、讃岐国に命令を出しており、こちらも広域行政官であったことが分かる。そして【史料三四】では、筑紫総領・大式・周防総領・吉備総領・常陸守について高い官位相当がみられ、これらの長官が他国よりも上位の存在であったことが分かる。このように吉備や伊予、周防、筑紫などにおいて、広域行政区画としての大宰とその長官としての総領がおかれていた（仁藤二〇一四）。大宰総領は軍事力の掌握や地域の開発に大きな役割を果たしたと考えられている（森二〇二四）。

大宰総領と山城の関係についてであるが、【史料九】で大野城・基肄城・鞠智城の「繕治」を、【史料十二】で三野・稻積城の修築を「大宰府」に命じている。この「大宰府」は大宰総領の段階であるため、大宰総領が山城を管理していたことが分かる。大宰総領が登場する記事の多くは天武朝後半以降のものであり、最初の築城を大宰総領が中心になつて行つたとは考え難いが、瀬戸内地域の古代山城についても維持管理は総領によつて行われたと考えられている（亀田二〇二一a）。先述のように中国・四国地方の古代山城はそれぞれ連動して運用されていたと考えられることから、広域行政官である大宰総領が山城の管理をまとめて担っていたのが妥当であろう。

以上を踏まえると、それぞれの総領が管轄していた古代山城は、次のようになる^{三四}。

畿内	高安城
吉備	播磨城山城、大廻り小廻り、鬼ノ城、常城、茨城
伊予	屋嶋城、城山城、永納山城
周防	（長者山城）、石城山城
筑紫	大野城、基肄城、金田城、鞠智城、その他の西海道の山城

続いて、古代山城の廃絶の時期について検討していきたい。

屋嶋城では八世紀前葉までの遺物しか出土しておらず^{三五}、城山城では、本格的な発掘調査は行われていないが、過去に場内西部の平坦地から七世紀末葉の須恵器が一括して出土した^{三六}。屋嶋城・城山城ともに礎石建物跡は未確認であり、掘立柱建物跡から礎石建物への変遷を辿らなかつたともいわれている^{三七}。永納山城では、鍛冶関連遺構や八世紀初頭の須恵器や八世紀前半の畿内系土師器が出土している^{三八}。これらの山城では七世紀末～八世紀初頭の遺物が出土していることが注目され、未完成であったとしても八世紀初頭に至るまで山城が何らかの形で機能していたと考えられる。

鬼ノ城については、土器溜まりから出土した土器の中に円面硯や転用硯、畿内産土師器も含まれ、官人層による城内管理が行われていたと推測されている。山城としての存続時期は、七世紀第4四半期～八世紀初頭で、その後も礎石建物群を中心に機能したと考えられるものの、軍事施設から倉庫（備蓄施設）へと姿を変えたと考えられている^{三九}。

この他の史書に記載のない山城については、出土遺物から判断がつきにくいものが多いが、いずれにしても八世紀に入った頃までに廃絶したものと考えられる。

しかしここで疑問が生じる。先述のように戦争への危機意識は、六七〇年代末頃にはすでに低下していた。それでも八世紀初頭までは少なからぬ古代山城が運用されていたのである。さらに、【史料九】や【史料十二】にみえる大野城・基肄城・鞠智城の「繕治」や三野・稲積の修築が行われたのも七世紀末である。これはなぜなのだろうか。

(二) 対外関係の変化と「辺境」政策

八世紀初頭に至るまで多くの古代山城の運用が継続され、一部では活動が活発化している背景について、対外関係の変化と関連する日本の「辺境」政策の展開と絡めて考えていきたい。

まず白村江の戦い後の対外関係であるが、六六八年に高句麗が滅亡した後も、六七一年〜六八二年にかけて倭国(日本)へは「高麗使」が八回にわたって派遣された。これは新羅の影響下におかれた高句麗の残存勢力が発遣主体であると考えられており、新羅は対倭(日)外交を優位に進めるために「高麗使」として派遣した。またこの時期には、耽羅(済州島)からの外交使節もやって来ていた。耽羅との通交は、六六一年に倭の遣唐使船が耽羅に漂着し、耽羅がそれを送る使節を派遣するという偶発的な出来事によって始まった。耽羅にとって宗主国であった百済が滅亡するという国家的な危機の中で、新たな外交方針として倭国(日本)へと遣使するようになり、その回数は三十数年間で九回にも及んだ。これらの使節を倭国(日本)

は朝貢使節として見做すことで、自国を「中華」とする意識を醸成、維持したのである。しかし「高麗使」の派遣主体であり、新羅から「高句麗王」として冊立^{四〇}されていた安勝は、六八三年に新羅の王姓である金姓が与えられ、かつ金馬渚から王都金城に移された^{四一}ことで、これによって新羅の貴族層に取り込まれた。これにより日本は、疑似的な「朝貢国」としての「高麗」を喪失したのである。耽羅もまた、六七九年に新羅に侵略されて^{四二}属国となり、六九三年を最後に耽羅使の来日もなくなった(柿沼二〇一七・二〇一八)。

こうして「朝貢国」が失われる中で活発化したのは、南西諸島^{四三}への進出である。『日本書紀』には推古朝や舒明朝にもヤク人の「帰化」や漂着の記事^{四四}がみえるが、本格的に南西諸島への進出が進むのは天武朝以降であり、以下のような史料がのこる。

【史料三五】『日本書紀』天武天皇六年(六七七) 二月是月条

饗^三多禰嶋人等於飛鳥寺西槻下^一。

【史料三六】『日本書紀』天武天皇十年(六八一) 九月庚戌(十四日)

条

饗^三多禰嶋人等于飛鳥寺西河辺^一。奏^三種々樂^一。

【史料三七】『日本書紀』天武天皇八年(六七九) 十一月己亥(二日)

条

大乙下倭馬飼部造連為^三大使^一。小乙下上村主光父^三為小使^一、遣^三多

禰嶋^一。仍賜^三爵一級^一。

【史料三八】『日本書紀』天武天皇十年(六八一) 八月丙戌(二十日)

条

遣^三多禰嶋^一使人等、貢^三多禰国^一。其国去^レ京、五千餘里。

居「筑紫南海中」。切「髮草裳。粳稻常豊。一殖兩收。土毛支子。莞子及種々海物等多。

【史料三九】『日本書紀』天武天皇十二年（六八三）三月丙午（十九日）

条

遣「多禰」使人等返之。

【史料四〇】『日本書紀』持統天皇九年（六九五）三月庚午（二十三日）

条

遣「務廣貳文忌寸博勢・進廣參下詛語諸田等於多禰」、求「蜜所居」。

【史料四一】『日本書紀』文武天皇二年（六九八）四月壬寅（十三日）

条

遣「務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋」覓「国。因給「戎器」。

【史料四二】『日本書紀』文武天皇三年（六九九）七月辛未（十九日）

条

多櫛・夜久・菴美・度感等人、從「朝宰」而來貢「方物」。授「位賜「物各有「差。其度感嶋通「中国」於「是始矣。

【史料四三】『日本書紀』文武天皇四年（七〇〇）六月庚辰（三日）

条

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君梟、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從「肥人等」、持「兵剿「劫覓国使刑部真木等」。於是、勅「於志惣領」、准「犯決罰。

【史料四四】『日本書紀』大寶二年（七〇二）八月朔条

薩摩・多櫛、隔「化逆」命。於是發「兵征討、遂校「戸置」吏焉。

【史料四五】『日本書紀』大寶二年（七〇二）九月戊寅（十四日）条

討「薩摩隼人」軍士授「勲各有「差。

南西諸島との通交（史料三五）・【史料三六】・【史料三七】の中で、探索が行われて六八一年には「多禰国図」が献上され（史料三八）、六九五年には夷狄を探し求めている（史料四〇）。そしてこういった探索は武力的に行われた（史料四一）。探索活動の結果、朝貢する島は増加した（史料四二）が、その過程で覓国使剿劫事件が発生している（史料四三）。反乱を鎮圧する過程で人々を戸籍に登録し、官吏をおいた（史料四四）。そして八世紀初頭に、令制国としての多櫛嶋や薩摩国が成立する（永山二〇〇七・二〇〇九）。

以上のような南西諸島への積極的な進出は、「高麗」や「耽羅」からの「朝貢」がなくなる中で、「中華」としての体裁を維持するために行われたものと考えられる。だからこそ「求「蜜所居」（史料四〇）」ことが行われ、また新たに度感嶋（徳之島）との通交が始まった時に日本のことを「中国」と表現している（史料四二）のである（柿沼二〇一七・二〇一八・二〇二一 a・二〇二三 c）。

また天武朝、奈良時代初期にかけては、南西諸島と同じ南部九州の隼人をめぐる、以下のような史料も注目される。

【史料四六】『日本書紀』天武天皇十一年（六八二）七月甲午（三日）

隼人多来、貢「方物」。是日、大隅隼人與「阿多隼人」、相「撲於朝廷」。大隅隼人勝之。

【史料四七】『日本書紀』天武天皇十一年（六八二）七月戊午（二七日）

条

饗「隼人等於明日香寺之西」。発「種々樂」。仍賜「禄各有差。道俗悉見之。

【史料四八】『日本書紀』持統天皇二年（六八八）正月壬戌（九日）条

筑紫大宰粟田真人朝臣等、獻隼人一百七十四人、并布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚^一。

【史料四九】『日本書紀』持統天皇九年（六九五）五月己未（十三日）条

饗隼人大隅^二。

同

五月丁卯（二一日）条

觀隼人相撲於西槻下^一。

【史料五〇】『統日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉（三日）条
唱更国司等〈今薩摩国也〉言、於国内要害之地、建柵置戍守之。許焉。

【史料五一】『統日本紀』和銅二年（七〇九）十月戊申（二六日）条
薩摩隼人郡司已下一百八十八人入朝。徵諸国騎兵五百人、以備威儀也。

【史料五二】『統日本紀』和銅三年（七一〇）正月朔条

天皇御大極殿受朝。隼人・蝦夷等、亦在列。左將軍正五位上大伴宿禰旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於皇城門外朱雀路東西分頭、陳列騎兵、引隼人・蝦夷等而進。

【史料五三】『統日本紀』和銅三年（七一〇）正月庚辰（二九日）。

日向隼人曾君細麻呂、教諭荒俗、馴服聖化^一。詔授外從五位下。

【史料五四】『統日本紀』和銅六年（七二三）四月乙未（三日）条
割丹波国五郡^一、始置丹後国^一。割備前国六郡^一、始置美

作国^一。割日向国肝坏・贈於・大隅・始羅四郡^一、始置大隅国^一。

【史料五五】『統日本紀』和銅六年（七二三）七月七月丙寅（五日）条

（前略）今討隼賊將軍并士卒等、戰陣有功者一千二百八十余人、並宜隨勞授勳焉。

【史料五六】『統日本紀』和銅七年（七一四）三月壬寅（十五日）条
隼人昏荒野心、未習憲法^一。因移豐前国民二百戶^一、令相勸導也。

【史料五七】『統日本紀』靈龜二年（七一六）五月辛卯（十六日）条
（前略）又薩摩・大隅二国貢隼人、已經八歲、道路遙隔、去來不便。或父母老疾、或妻子單貧。請限六年^一相替。並許之。

【史料五八】『統日本紀』養老四年（七二〇）二月壬子（二九日）
大宰府奏言、隼人反、殺大隅国守陽侯史麻呂^一。

同

三月丙辰（四日）条

以中納言正四位下大伴宿禰旅人^一、為征隼人持節大將軍。授刀助從五位下笠朝臣御室、民部少輔從五位下巨勢朝臣真人為副將軍^一。

【史料五九】『統日本紀』養老五年（七二二）七月壬子（七日）条。
征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣真人等還歸。斬首・獲虜合千四百余人。

天武朝には隼人との通交がみられる（【史料四六】・【史料四七】・【史料四九】）一方で、六八八年には筑紫大宰が隼人を他の特産品と一緒に献上しているように、征服すべき地域の住民として扱われて

いた(史料四八)。そして先にみたように覓国使剽劫事件が発生し、七〇二年に征討が行われている(史料四四)・(史料四五)。これらは、南部九州への国制施行が隼人の反発を招いたものと考えられている(永山二〇〇九)。その後、「柵」や「戍」を置くなどの武力的な「辺境」支配が進められ(史料五〇)、七一〇年には蝦夷とともに支配下の「異民族」として元日朝賀に出席させた(史料五一)・(史料五二)。さらに隼人の「徳化」を進め(史料五三)、地域支配が深化したことで七一三年に新たに大隅国を設置し(史料五四)、七十四年には豊前国から南部九州への住民の移住も行っている(史料五六)・永山二〇〇九)。一方、断続的に隼人との戦闘は続き(史料五五)、七二〇年には大隅国守陽侯史麻呂が殺害されたことで、中央政府は征隼人持節大將軍大伴旅人などを派遣して反乱を鎮圧した(史料五八)・(史料五九)。

以上のように七世紀末から日本は、南部九州において南西諸島進出や、隼人支配の強化とそれにもなう戦闘など、積極的な「辺境」統治を進めた。しかしそれは隼人などの反発を招き、覓国使剽劫事件も発生している。こうした中で西海道における軍事態勢の整備の必要性が高まり、それまでは「一般的な軍事拠点」でしかなかった鞠智城の重要度が上がったことで「繕治」されることになり、さらに南部九州の前線基地として三野城・稲積城が修築されたのである(四五)。

(三)「新城」と地域支配

今までの検討を踏まえて、【史料七】にみえる「新城」について考えていきたい。この史料をめぐっては、天武朝において建設が目

指された都城であるとする見解もあり、『日本古典文学大系 日本書紀』(岩波書店)の頭注では、「水城・大野城・椽城とするのが旧説。或いは天武五年是歳条・同十一年三月条にみえる「新城」か」と述べられている。六八六年に死去した天武天皇は、二年二カ月続いた殯を経て六八八年十一月に檜隈大内陵に葬られたが、ここは藤原京中軸線の南延長に乗っており、造営途上であつた「新城」が強く意識されていた(市二〇一九)。そして六九〇年十月には高市皇子が、十二月には持統が「藤原」の「宮地」を視察した^{四七}。このような時代状況を考えると、【史料七】の「新城」が藤原京である可能性がないわけではない。

しかし、この時期には天武の死去によつて「新城」の建設は中断していた。そして天武紀における「新城」をめぐる記述は、「将都^三新城^一。而限内田園者、不^レ問^二公私^一、皆不^レ耕悉荒。然遂不^レ都矣^{四八}。」や「命^二小紫三野王及宮内官大夫等^一、遣^二于新城^一、令^レ見^二其地形^一。仍将^レ都^{四九}。」のように、これから都の建設を進めていくという形で表現されている。それに対して【史料七】は「監^二新城^一」としかない。しかも「監」を行う主体がこの文単体では明示されておらず、前の文と「且」でつないである。

以上より、ここでの「新城」は筑紫に設置された山城のことであり^{五〇}、それを監察させるために石上朝臣麻呂と石川朝臣蟲名は派遣されたと考えられる。

その上でこの「新城」について向井一雄氏は、筑紫にすでに設置されていた大野城などのことではなく、新規築城であるとし、統天三年(六八九)六月の飛鳥浄御原令の施行をうけて西海道の令制化が進む中で、支配地域に軍事的威圧をかけるための築城であつた

と論ずる（向井二〇一七）。新規築城であつたか否かの判断は容易ではないが、向井氏の見解は対外戦争への危機意識が低下していた時期に各地の山城が維持された背景を理解する上でも示唆的であり、中央政府による国内支配が深化していく過程で、反発する可能性のある在地の有力豪族層を牽制する役割を山城が果たしていたと考えられるだろう。

四、律令制下の「城」制度と古代山城 ―奈良く平安時代―

本章では、大宝律令の施行にともなつて古代山城がどのように位置づけられ、その下で山城がどのように変化にしたかについて検討する。その上で東北の城柵との比較を行い、律令制下における「城」制度について考えたい。

（一）律令における古代山城の位置づけと運用の実態

律令において城について規定する史料としては、以下のようなものが挙げられる。

【史料六〇】養老衛禁律24越垣及城条

凡越^二兵庫垣、及筑紫城^一、徒一年。〈陸奥越後出羽等柵亦同。〉
曹^{（十九）}司垣、杖一百。〈大宰府垣亦同。〉国垣、杖九十。郡垣、杖七十。坊市垣、笞五十。〈皆謂^レ有^二門禁^一者。〉

【史料六一】養老職員令24兵部省条

兵部省^{（管^二司五^一）}。卿一人。〈内外武官名帳。考課。選叙。位記。

兵士以上名帳。朝集。禄賜。仮使。差^二発兵士^一。兵器。儀仗。城隍。烽火事。大輔一人。少輔一人。大丞二人。〈掌^二准式部大丞^一。〉少丞二人。〈掌同^二大丞^一。〉大録一人。少録三人。史生十人。省掌二人。使部六十人。直丁四人。

【史料六二】養老職員令69大宰府条

大宰府^{（帶^二筑前国^一）}。主神一人。〈掌^二諸祭祠事^一。〉帥一人。〈掌^二祠社。戸口簿帳。字^二養百姓^一。勸^二課農桑^一。糾^二察所郡^一。貢^二孝義。田宅。良賤。訴訟。租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城牧。過所。公私馬牛。闌遺雜物。及寺。僧尼名籍。蕃客。帰化。饗讌事^一。〉（中略）大工一人。〈掌^二城隍。舟楫。戎器。諸營作事^一。〉（後略）

【史料六三】養老職員令70大國条

守一人。〈掌^二祠社。戸口簿帳。字^二養百姓^一。勸^二課農桑^一。糾^二察所部^一。貢^二孝義。田宅。良賤。訴訟。租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城牧。過所。公私馬牛。闌遺雜物。及寺。僧尼名籍事。余守准^レ此。其陸奥。出羽。越後等国。兼知^二饗給。征討。斥候^一。沓岐。対馬。日向。薩摩。大隅等国。惣知^二鎮捍。防守。及蕃客。帰化^一。三関国。又掌^二関割及関契事^一。〉（後略）

【史料六四】養老軍防令53城隍条

凡城隍崩頽者、役^二兵士^一修理。若兵士少者、聽^レ役^二随近人夫^一、遂閑月修理。其崩頽過多、交闕^二守固^一者、随即修理。役訖具録申^二太政官^一。所^レ役人夫、皆不^レ得^レ過^二三十日^一。

律令では、兵部省の職掌として「城隍」がみえ（史料六一）、

また大宰府と国の職掌にも「城牧」とある（『史料六二』）【史料六三】。この「城牧」については、『令集解』職員令69大宰府条の「城牧」に付された伴説が引用する軍防令53城隍条についての行間書き込みに、「イ問。城者與^二兵部職掌所^一云城隍^二无別^一哉。答。然也。」とある。そのため、律令では城の管理者として兵部省・大宰府・各国が規定されていることになる。しかし「城隍」の修理については兵士が当たることになっており（『史料六四』）、兵士を統率する軍団の指揮権は国司が有していたことから、実際の管理を担っていたのは中央政府ではなく国司であったと考えられる。

前章でみたように古代山城は律令制以前は総領によって管理されていたが、大宝律令の施行にもなつて大宰府を除いて総領制が廃止され、城の管理は国へと移管された。しかし、西海道を除くと国司が山城を管理していたことを窺わせる史料は存在しない。国司には史書に登場する山城だけでなく「一般の軍事拠点」としての山城も移管されたであろうが、この時期にはすでに対外戦争は意識されておらず、南部九州の「辺境」支配の強化のために大野城・基肄城・鞠智城が「繕治」され、三野城・稻積城が修築された他は、山城の運用は停止されていたためであろう。大高広和氏は、『史料六四』の軍坊令53城隍令の大宝令の復元・検討を踏まえて、大宝令の編纂段階ではまだ山城は運用されていたが、養老令の段階で「筑紫城」（大野城・基肄城・鞠智城）を除いてその維持が放棄されたとする（大高二〇一三）。大宝令の編纂段階では各地の城がまだ運用中であつた各地の城が、養老年間には一部を除いて運用停止になったことが、大宝令と養老令の表現の違いに表れているということである。

では、総領制を引き継いで大宰府が全体を管轄した西海道では、

山城はどのように管理・運用されたのだろうか。

まず大野城や水城については、筑前国を帯する大宰府が管理した^五。それについて、次の史料をみてみたい。

【史料六五】『類聚三代格』卷十八・統領選士衛卒衛士仕丁事 貞觀十八年（八七六）三月十三日付太政官符

太政官符

応^三大野城衛卒粮米依^レ旧納^二城庫^一事 条々内

右、参議権帥從三位在原朝臣行平起請稱、被^二太政官貞觀十二年二月廿三日符^一、参議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起詩稱、除^二五使料^一除之外、庸米并雜米總納^二税庫^一。每月下行、若非^レ有^二判行^一、輒以下用、監當之官准^レ法科^レ罪者。官符之旨固有^レ宜^レ然。但至^二三件城^一、城辺入居、或屋舍頽毀、或人跡断絶、仍問^二城司等^一、申云、此城衛卒四十冊人、粮米毎月廿四斛、元來納^二城庫^一。爾時城庫辺百姓等、逐^二往還之便^一、求^二売買之利^一。從^レ納^二税庫^一以來、人衆無^レ到、売買失^レ術。百姓逃散、惣而由^レ此者。夫守^レ城在^レ人、來^レ人在^レ食。望請、件粮米特納^二城庫^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

貞觀十八年三月十三日

この太政官符は、貞觀十二年（八七〇）に庸米・雜米の出納管理を徹底するため、貢納物を各官司に直接運んでいたのを改め、まずは税庫に納めさせた上で各官司に分配することになったが、そのために城の周辺の百姓が逃散してしまう事態になってしまったため、大野城の衛卒の粮米については従来通り城庫に納めさせることにし

たというものである。まず、大野城に「城庫」が存在し、そこに衛卒の糧米が保管されていたということが、さらにその管理が税庫とは別に行われていたということが注目される。さらに、「城司」という語がみえ、城庫を管理していたと考えられる（松川二〇一八）。これについては大宰府の被官官司とする理解（倉住一九九〇）や、大野城内にいた下級官人とする理解（鈴木二〇一〇）があるが、いずれにしても大野城を管理する官司ないしは官人が存在していたということを表しており、またそれは大宰府の管轄下にあったと考えられる。

続いて基肄城と鞠智城であるが、基肄城は肥前国司、鞠智城は肥後国司が管理していた（酒井二〇一六）。しかしこれは、あくまで軍事的な側面に関するものである。八世紀以降に存続する山城は、倉庫としての機能が強化されていく。こうした中で、以下のような史料が注目される。

【史料六六】 不丁地区官衙跡出土八四号木簡^{五三}
為班給筑前筑後肥等國遣基肄城稻穀隨 大監正六上田中朝□

これは、大宰府が基肄城に貯蓄している稻穀を管内諸国に班給したことを示す八世紀前半^{五三}の文書木簡である。基肄城の倉庫に納められた稻穀の出納について、基肄城の所在する肥前国の国司ではなく大宰府の三等官である大監が所管していたことを示しており、大宰府と古代山城との関係性が表れている（松川二〇一八）。ここから、鞠智城の稻穀の管理は肥後国ではなく大宰府が直接行っていたものと考えられる。またこの木簡で、基肄城の稻穀を肥前国だけ

でなく筑前・筑後も含めた各国に班給していることから、城庫の管理権を大宰府が有していただけでなく、納められたものは城がおかれた国のみならず大宰府管内の国々が共用するために用いられたということも分かる。

以上のように、水城や古代山城の管理・守衛は所在地の軍団が行ったが、場内に建てられた倉庫群に収められた穀などは大宰府の管理下にあり、その使用には大宰府の許可が必要であった（酒井二〇〇九・二〇一五）。すなわち、山城の軍事的機能は国司が、行政的機能は大宰府が担ったということである。

さて、この視点から九世紀の鞠智城の怪異記事について考えてみたい。天安二年（八五八）六月の鞠智城の兵庫の鼓が自鳴した記事（史料二二）には、「同城不動倉十一宇火。」とあり、鞠智城には不動倉がおかれていたが、この不動倉もまた非常時には肥後国だけでなく西海道諸国で共用するためのものであったと考えられる。鞠智城をめぐる数々の怪異記事がこの背景として、九世紀半ばには「新羅海賊」の来襲^{五四}などによって西海道の地域支配が不安定になっていた^{五五}ことが関係しているが（土居二〇二〇・柿沼二〇二一a）、肥後国が管轄する地域に外国人の漂着がみられるのは、九世紀後半の貞観年間以降である^{五六}。それより以前にも怪異記事がみられるのは、鞠智城の城庫には西海道諸国の共用物が納められていたため、肥後国以外への「新羅海賊」の来襲にも鞠智城が関係せざるを得なかったからであろう^{五七}。

（二）律令制下の「城」制度

【史料六〇】の養老衛禁律24越垣及城条にあるように、「筑紫城」と「陸奥越後出羽等柵」は同じように重視されているにもかかわらず、「城」と「柵」は区別されている。しかし東北でも奈良時代後半以降に城柵に「城」の語が用いられるようになる。今までの検討を踏まえて「城」と「柵」について分析することで、律令制下における「城」制度について考えたい。

東北の城柵において〈城〉とされるものの六国史における初出は、天平宝字二年（七五八）の桃生城^{五八}である。多賀城は、「多賀柵」として天平九年（七三七）にみえる^{五九}のが史料上の初見であり^{六〇}、「多賀城」と初めて表記されるのは宝龜十一年（七八〇）である^{六一}。すなわち、八世紀前半まで東北の城柵は「柵」と呼ばれていた。

しかし八世紀後半以降、桃生城や雄勝城（どちらも七五九年設置）、秋田「阿支太」城（七六〇年初見）、伊治城（七六七年設置）など、〈城〉と呼ばれる城柵が増加する。これについて新日本古典文化大系では、多賀城についての補注で「陸奥鎮守府がここに置かれていたことを思うと、行政機関的な側面を有していたにもせよ、防衛・軍事的性格を一貫して持ち、そうした施設の整備・強化が「柵」から「城」へと呼称の変化をもたらしたと見るべきであろう^{六二}」と説明されている。この見通しの妥当性について検証したい。

東北における〈城〉表記の初見は先述のように桃生城であるが、その前後には次のような史料がみえる。

【史料六七】『続日本紀』天平宝字元年（七五七）四月辛巳（四日）条

（前略）百姓間、有^二孝行通^レ人、郷閭欽仰者^一、宜^レ令^三所由長

官具以名薦^一。其有^二不孝・不恭・不友・不順者^一、宜^下配^三陸奥国桃生・出羽国小勝^一、以清^二風俗^一、亦捍^中辺防^上。（後略）

【史料六八】『続日本紀』天平宝字二年（七五八）十月甲子（二五日）条

発^二陸奥国浮浪人^一、造^二桃生城^一。既而復^二其調庸^一、便即占着。又浮宕之徒、貫為^二柵戸^一。

【史料六九】 同 十二月丙午（八日）条

徴^二発坂東騎兵・鎮兵・役夫及夷俘等^一、造^二桃生城・小勝柵^一。五道俱入、並就^二功役^一。

【史料七〇】『続日本紀』天平宝字三年（七五九）九月己丑（二六日）条

勅、造^二陸奥国桃生城・出羽国雄勝城^一所役郡司・軍毅・鎮兵・馬子、合八千一百八十人、從^二去春月^一至^二于秋季^一、既離^二郷土^一、不^レ顧^二産業^一。朕每^レ念^レ茲、情深矜憫。宜^レ免^二今年所^一負人身拳税^一。始置^二出羽国雄勝・平鹿二郡、及玉野・避翼・平戈・横河・雄勝。助河、并陸奥国嶺基等駅家^一。

【史料七一】 同 庚寅（二七日）条

遷^二坂東八国、并越前・能登・越後等四国浮浪人^一二千人、以^二為^三雄勝柵戸^一。及割^二留相模・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野等七国所^一送軍士器仗、以貯^二雄勝・桃生二城^一。

【史料七二】『続日本紀』神護景雲三年（七六九）己亥（三〇日）条

（前略）被^二天平宝字三年符^一、差^二浮浪一千人^一、以配^二桃生柵戸^一。（後略）

このように、陸奥国の桃生と出羽国の雄勝では天平宝字元年

(七七七)四月から柵戸の移配が進められ、「辺防」に充てられた(史料六七)。七五八年から桃生城・雄勝城^{六三}の築造が開始され、翌年九月に工事に関わった人々への免税措置がなされている(史料七〇)。ことから、この頃までに完成していたと考えられる。そして雄勝郡が建郡され(史料七〇)、また両城には浮浪人が柵戸として移配された(史料七一・史料七二)^{六四}。

桃生城と雄勝城がおかれたのは、当時の当時の蝦夷経略の最前線であった牡鹿柵のさらに北方である。それまでの城柵は、前方後円墳の北限地帯に設置されていたが、桃生城と雄勝城はかつての続縄文文化圏に踏み込んでつくられた城柵であり、文化的・社会的により異質な蝦夷と直接対峙することになった(熊谷二〇〇四)。八世紀前半に造営された多賀城や大崎平野の城柵は郡制施行地に建設されていたが、より蝦夷勢力の強い地域に、それまで行われていなかった積極的な移民政策をとってまで城柵が建設された(八木二〇二二)ということである。しかも、神亀元年(七二四)に北上川下流域で起こった「海道蝦夷」の「反乱」の後、蝦夷との大規模な戦闘は宝亀五年(七七四)に「海道蝦夷」が桃生城を攻撃するまで起こつておらず、この頃の東北は比較的安定していた時期であった(鈴木二〇一五)。それにもかからずこの時期に行われた積極的な東北経営は、当時政権を担当していた藤原仲麻呂が祖父である不比等を意識して行つたものであり、「中華」思想の影響がみられる(虎尾一九九五・柿沼二〇二四)。

こうした時期に設置された城柵に、初めて「柵」ではなく「城」という語が充てられたのは、平川南氏も指摘するように城柵の軍事的な側面を敢えて強調してのことであつたと考えられる(平川

一九七八)^{六五}。

なお、この「柵」と「城」の使い分けについて、平川氏は、西日本「城」とは文献上、区別されていた(平川一九七八)とし、また今泉隆雄氏は、律令において「城」は一義的には西日本の山城を指すもの(今泉一九九二)とする。たしかに八世紀前半の東北で「城」の語は用いられていない。しかし一方で、以下の史料のように三関国の国司は「城主」と呼ばれており、「城」の語は西日本の山城以外にも使用されていた^{六六}。

【史料七三】『令義解』軍防令52辺城門条

若有^二事故^一、須^二夜開^一者、設備乃開。若城主有^二公事^一、^二謂^一城主者、掌^レ城之^二国司^一。即^二掘^一三関国、自余者非也。』

各地に築かれた「一般の軍事拠点」を含む山城は国司によつて管理され、国司が「城主」を兼ねていたが、大宝律令施行後にはほとんどが廃絶したため、史書にはみえないのであろう。そのため「城」は必ずしも西日本の古代山城だけを指す語ではなく、大宝律令の下で「城」制度の構築が目指されていたのであつて、奈良時代後半になつてから「城」の意味が変化したというわけではない。

以上を踏まえて、東北に「城」が増える過程について考察していく。律令における「城」は、西日本に築かれていた「一般の軍事拠点」を含めた古代山城などが想定されていたが、実際には総領から各国に移管された城はほとんどが廃絶したため、奈良時代前半に「城」は、ほぼ大野城・基肄城・鞠智城と、三関国を指すものとなつた。これらの「城」の軍事的機能は国司が担っていたが、倉庫の管

理などの行政的機能は広域行政機構である大宰府が担っていた。東北において城柵は行政的機能と軍事的機能を併せ持つ存在であったが、その管理は国司が行っていた。国司の管理下にあるという点でいうと、「城」とはあくまで国府とは別におかれた軍事的拠点であり、内部に国衙などの行政的機能を包摂する東北の城柵を表す語としては、必ずしも適切ではない。そのため当初は、「柵」のみが用いられていた。しかし、奈良時代後半から整備されていた新たな城柵は、蝦夷征討の拠点としての軍事的機能が強調されるものであったため、敢えて「柵」ではなく「城」の語が用いられるようになったのではないだろうか。

おわりに

本稿での検討の成果を踏まえて、鞠智城がたどった変遷についてまとめたい。白村江の戦いでの敗戦という国家的危機の中で各地に古代山城が整備されていたが、直接的な想定侵攻経路から外れている鞠智城は、官道と平野をのぞむ小高い丘陵につくられた「一般の軍事拠点」でしかなく、史書に築城が記録されることもなかった。鞠智城は筑紫大宰の下で管理されていたが、七世紀末になつてから南部九州における「辺境」支配の強化にともない、南方進出の後背地であることや、生産性の高い肥後地域の在地勢力を牽制する目的から「繕治」がなされた。大宝律令が施行されると、鞠智城の軍事的機能は大宰総領から肥後国司に引き継がれたが、倉庫の管理などの行政的機能は大宰府が引き続き担ったため、鞠智城の倉庫は肥後国だけでなく広く西海道全域の稲穀を保管する役割を担った。そのため、九世紀以降に「新羅海賊」の活動などによって西海道の沿岸

地域が不安定化すると、その混乱状況が鞠智城をめぐる怪異記事という形で史書に記録された。

この結論はあくまで仮説に過ぎないが、今後は古代山城と地域支配の関係をめぐる個別事例の更なる検討を通じて、論拠をより明確にしていきたい。

参考文献

- 石井正敏 二〇〇三『東アジア世界と古代の日本』山川出版社
市大樹 二〇一九「躍動する飛鳥時代の都」吉村武彦・吉川真司・川尻秋生編『シリーズ古代史をひらく 古代の都——なぜ都は動いたのか』岩波書店
今泉隆雄 一九九一初出「律令と東北の城柵」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 二〇一五
植田喜兵成智 二〇一四初出「羅唐戦争終結期の新羅の対唐意識」『新羅・唐関係と百済・高句麗遺民——古代東アジア国際関係の変化と再編』山川出版社 二〇二二
江藤一郎 二〇二一『古代山城へのいざない』海鳥社
榎本淳一 二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム二〇一六 成果報告書 鞠智城の終焉と平安社会——古代山城の退場——』熊本県教育委員会
大高広和 二〇一三「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一
岡田茂弘 二〇一〇「古代山城としての鞠智城」笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える——二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社

- 小澤佳憲 二〇一二「朝鮮式山城と神籠石系山城——築城技術の一端からみた分類私案——」日本考古学協会二〇一二年度福岡大会実行委員会編『日本考古学協会二〇一二年度福岡大会研究発表資料集』
- 小澤佳憲 二〇一四「古代山城出土唐居敷から見た鞠智城跡の位置づけ」『鞠智城と古代社会』二
- 柿沼亮介 二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
- 柿沼亮介 二〇一七「律令国家形成期における対外関係と日本の小中華意識」『日本史攷究』四一
- 柿沼亮介 二〇一八「東アジアからみた高麗郡建郡」高橋一夫・須田勉編『古代高麗郡の建郡と東アジア』高志書院
- 柿沼亮介 二〇二一a「古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関」『鞠智城と古代社会』九
- 柿沼亮介 二〇二一b「対馬をめぐる「国境」認識の歴史的展開」『早稲田教育評論』三五・一
- 柿沼亮介 二〇二三a「新羅と倭・日本」佐藤信編『古代史講義【海外交流篇】』ちくま新書
- 柿沼亮介 二〇二三b「藤原仲麻呂政権と武蔵国新羅郡の建郡」須田勉・高橋一夫編『渡来・帰化・建郡と古代日本 新羅人と高麗人』高志書院
- 柿沼亮介 二〇二三c「古代西海道の「辺境島嶼」と「越境」する人々」『民衆史研究』一〇五
- 柿沼亮介 二〇二四「高麗朝臣一族の改姓と渤海」中野高行・柿沼亮介編『古代の渤海と日本』高志書院
- 柿沼亮介 二〇二五『《国境離島》を舞台とした教育の可能性——「越境対馬」十年のあゆみ——』『早稲田大学高等学院 研究年誌』六九

- 亀田修一 二〇一四「古代山城は完成していたのか」『鞠智城跡Ⅱ——論考編Ⅰ——』熊本県教育委員会
- 亀田修一 二〇二二a「瀬戸内の古代山城」吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『シリーズ地域の古代日本 出雲・吉備・伊予』角川選書
- 亀田修一 二〇二二b「西日本の古代山城 備中鬼ノ城を中心に」亀田修一・白石純編『講座考古学と関連科学』雄山閣
- 川口洋平 二〇〇四「対馬島」古代交通研究会編『日本古代道路事典』八木書店
- 菊池達也 二〇一四初出「律令国家成立期における鞠智城——「繕治」と列島南部の関係を中心に——」『律令国家の隼人支配』同成社
- 熊谷公男 二〇〇四「蝦夷の地と古代国家」山川出版社
- 木本好信 二〇二二「奈良時代 律令国家の黄金期と熾烈な権力闘争」中公新書
- 倉住靖彦 一九九〇「大野城司考」九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館
- 酒井芳司 二〇〇九初出「文献史料からみた古代の水城」『大宰府の成立と古代豪族』同成社 二〇二四
- 酒井芳司 二〇一五初出「大宰府と大野城」『大宰府の成立と古代豪族』同成社 二〇二四
- 酒井芳司 二〇一六初出「筑紫における総領について」『大宰府の成立と古代豪族』同成社 二〇二四
- 酒井芳司 二〇二四「大宰府成立史のまとめと今後の課題」『大宰府の成立と古代豪族』同成社 二〇二四
- 坂上康俊 二〇〇七「対馬・金田城の調査結果」『海路』四
- 坂上康俊 二〇一四「対馬の防人と烽」佐伯弘次編『中世の対馬 ヒト・モノ・

文化の描き出す日朝交流史』勉誠出版

坂本経堯 一九三七初出「鞠智城址に擬せらる米原遺跡に就て」『肥後上代文化の研究』肥後上代文化研究所・肥後考古学会 一九七九

下関市市史編修委員会編 二〇〇八『下関市史 原始―中世』下関市

鈴木拓也 二〇一〇『文献史料からみた古代山城』『条里制・古代都市研究』二六

鈴木拓也 二〇一五『律令国家と蝦夷』『岩波講座 日本歴史 第五巻 古代五』

岩波書店

太宰府市史編集委員会編 二〇〇五『太宰府市史 通史編Ⅰ』太宰府市

鄭淳一 二〇一五『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版

土居嗣和 二〇二〇『律令国家と「鼓」―「鼓自鳴」記事との関わりから―』

『鞠智城と古代社会』八

虎尾俊哉 一九九五『古代東北と律令法』吉川弘文館

永山修一 二〇〇七『古代の屋久島』屋久町郷土誌編さん委員会編『屋久町

郷土誌 第四巻 自然・歴史・民俗』屋久町教育委員会

永山修一 二〇〇九『隼人の戦いと国郡制』『隼人と古代日本』同成社

西住欣一郎・矢野裕介・木村龍生 二〇一二『熊本県文化財調査報告

第二七六集 鞠智城跡Ⅱ―第八〇三二次調査報告―』熊本県教育委員会

仁藤敦史 二〇一四『広域行政区画としての大宰総領制』『國史學』二二四

仁藤敦史 二〇二一『藤原仲麻呂 古代王権を動かした異能の政治家』

中公新書

ブルース・バートン 二〇〇一『国境の誕生 大宰府から見た日本の原形』

日本放送出版協会

濱田耕策 二〇一〇『朝鮮古代史からみた鞠智城』笹山晴生監修・熊本県教

育委員会編『古代山城 鞠智城を考える ―二〇〇九年東京シンポジウ

ムの記録』山川出版社

平川南 一九七八『古代の城柵に関する試論』『原始古代社会研究 四』

校倉書房

古内絵里子 二〇二四『日本古代における山城の支配構造 ―総領制との

関係から』鞠智城と古代社会』十二

古畑徹 一九八三初出『七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐関係』

『渤海国と東アジア』汲古書院 二〇二一

堀内和宏 二〇一八『鞠智城と古代西海道の官衙・交通路』『鞠智城と古代社会』

六

松川博一 二〇一八初出『律令制下の大野城と古代山城』『古代大宰府の政治

と軍事』同成社 二〇二三

向井一雄 二〇一七『よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン』吉川弘文館

向井一雄 二〇二四 a『新発見の長者山城跡について』古代山城研究会 研究

報告会『長者山城跡 新発見の安芸の古代山城 調査報告』

向井一雄 二〇二四 b『史書非掲載山城―長者山城の概要』第六七回古代

山城研究会例会『未発見の古代山城を探る』(プログラム・予稿集)

森公章 二〇一七『鞠智城「繕治」の歴史的背景』『史聚』五〇

森公章 二〇二四『郡的世界』から国衙の支配へ ―讃岐国の事例を中心に―』

『東洋大学文学部紀要』第七七集 史学科篇第四九号

森田悌 一九九一『総領制について』『金沢大学教育学部紀要 人文科学・社会

科学編』四〇

八木光則 二〇二二『山道・海道南部の城柵経営』『古代城柵と地域支配』

同成社

渡邊誠 二〇二三『四国の古代山城 ―永納山・城山・屋島―』大久保徹也・

春成秀爾編『季刊考古学 別冊四一 四国考古学の最前線』雄山閣

一 鞠智城は、他の山城と比較してこの経路から外れている。そのため鞠智城の築城目的については、坂本経堯氏が想定した「有明海から侵入する敵を確認する」「大宰府の非常に備えて物資・兵器を蓄える」「九州南部の熊襲に対する牽制」という三つの説（坂本一九三七）を基盤に、大宰府の兵站基地であるという説（西住・矢野・木村編二〇一二）や、有明海朝鮮半島西部と有明海を結ぶ通交経路の重要性を意識したものであるとする見方（濱田二〇一〇）、対外通交において重要な役割を果たす地域社会の支配や在地勢力に対する牽制とする主張（柿沼二〇一四・堀内二〇一八・柿沼二〇二一a）、隼人をはじめとする南部九州への対応とする見解（菊池二〇一四）などの諸説が提起されている。築城の目的は一つではなく、おそらくは様々な要因が複合するものであったと思われる、さらに八世紀以降も廃絶しなかった数少ない山城の存続理由もまた、時期によって異なっていたと考えられる。そのため鞠智城をめぐる先行研究では、時期による変化に注目したものが多くみられる。

二 「朝鮮式山城」と呼ばれる。

三 「神籠石系山城」と呼ばれる。なお近年、新たに広島県の長者山城跡が古代山城ではないかと指摘されており（向井二〇二四a・b）、それを加えると十七城になる。

四 後掲【史料一】

なお、一般には「長門城」と表記されるが、この史料では「城を長門国に築く」と書かれているだけであり、また【史料四】には「長門城一」とはあるが、これは対になる「筑紫城二」とあわせると「長門城」という固有名詞ではなく「長門の城」という意味である。よって本稿では「長門国の城」と表記することとする。

五 後掲【史料十六】

六 後掲【史料十二】

七 小澤佳憲氏は、白村江での敗戦をうけて築城されたことが明確な六城のみを「朝鮮式山城」とする。それはこれらが、亡命百済人技術者の指導を受けてほぼ同時期に築城されたため、用いられる築城技術に共通性が高く、形式名称として「朝鮮式山城」の語を使用できるためであるという（小澤二〇一二・二〇二四）。一般には、遺跡が確認されていなくても史書に名がみえる五城を「朝鮮式山城」に含める場合もあるが、これらの城の遺構が発見されていない以上は、現状では「朝鮮式山城」という形式名称を用いることはできないと考えられる。そのため本稿でも、五城は「朝鮮式山城」には含めていない。

八 「朝鮮式山城」と「神籠石系山城」が区別し得るかという問題は、史書にみえる五城が未発見であるということも絡んで簡単には結論が出せない。

近年、古代山城研究会などを中心に未発見の山城の比定地の調査が進められており（第六五回古代山城研究会例会「謎の山城・茨城を探る 古代山城・茨城と芋原の大すき跡」、二〇二三・第六七回古代山城研究会例会「未発見の古代山城を探る」二〇二四など）、今後、これら五城が発見されて「朝鮮式山城」であったことが明らかになる可能性もある。しかし、それによって「朝鮮式山城」と「神籠石系山城」との考古学的な差異が明確になるとは限らない。さらに、『日本書紀』や『続日本紀』の編纂過程や方針を踏まえると、すべての山城が網羅的に掲載されているという保証はない。

そのため、未発見の史書掲載の山城についての研究が進展したとしても、それによって史書への掲載の有無をもって「朝鮮式山城」とする定義をそのまま踏襲できるわけではない。むしろ、史書に名が記載されているか否かということに、いま一度焦点を当てて考える必要も出てくるだろう。

本稿では、古代山城の考古学的な比較は行わないため、山城の形式名称とし

ての「朝鮮式山城」の妥当性を議論することはできない。そこで以下では、「朝鮮式山城」や「神籠石系山城」という語は用いず、「古代山城」の中で史書に記載のあるもの／ないもの、発見されているもの／いないものがあるという形で区別していくものとする。

九 六国史において古代山城が直接登場する記事は、ここに挙げたものがすべてである。

一〇 『日本書紀』では天智天皇六年（史料二）。

二 長門国の城・大野城・基肄城・高安城・屋嶋城・金田城・怡土城の七城は築城についての記事がみえるが、遺構が確認されている古代山城の中で鞠智城のみ、築城についての史料が存在しない。鞠智城の築城目的について様々な見解が出されているものの、どの説も決め手に欠けるのには、こうした事情がある。

一二 『続日本紀』天平宝字二年（七五八）十二月戊申（十日）条

一三 『続日本紀』天平宝字三年（七五九）六月壬午（十八日）条

一四 『続日本紀』天平宝字三年（七五九）九月丁卯（四日）条

一五 『続日本紀』天平宝字三年（七五九）九月戊寅（十五日）条

一六 『続日本紀』天平宝字五年（七六一）正月乙未（九日）条

一七 『続日本紀』天平宝字六年（七六一）四月辛未（二二日）条

一八 『続日本紀』天平宝字六年（七六一）十一月丁丑（三日）条

一九 『続日本紀』天平宝字六年（七六一）十一月庚寅（十六日）条

二〇 『続日本紀』天平宝字八年（七六四）七月甲寅（十九日）条に、新羅使を詰問した際の以下のようなやりとりがのこされている。

問曰、比来彼国投_レ化百姓言、本国発_レ兵警備。是疑、日本国之来問_レ罪也。其事虚実如何。対曰、唐国擾乱、海賊寔繁。是以徴_二発甲兵_一、防_二守縁辺_一。乃是国家之設、事既不_レ虚。

ここからは、新羅側が日本の征討計画を認識して防衛体制を強化している様子

が窺える。

二三 『宝龜五年（七七四）』には、新羅を警戒して大宰府に四天王像をつくらせる太政官符が出されており（『類聚三代格』卷二・宝龜五年三月三日付太政官符）、この時点で新羅との戦争がまだ意識されていたものと考えられる。

二三 『酒井芳司氏によれば、筑紫大宰・筑紫総領のうちこの時期に那津（博多）から現在の太宰府市に移転したのは防衛に関する機能のみであり、九州の内政統治機能が太宰府政庁跡周辺で充実するのは八八〇年代であるという（酒井二〇二四）。しかしこの段階ですでに、博多湾岸と比して防衛に適した内陸であり、福岡平野と筑紫平野を結ぶ回廊状の狭隘な平野に外交・防衛と九州の内政を掌る機関を設置することが企図されていたからこそ、山城や水城が整備されたのであろう。

二三 『留守司について壬申の乱の際の次のような記事がみえ、駅鈴の発給権を有していたことが窺える。

『日本書紀』天武天皇元年（六七二）六月甲申（二四日）条

即遣_二大分君惠尺・黄書造大伴・逢臣志摩于留守司高坂王_一、而令_レ乞_二駅鈴_一。因以謂_二惠尺等_一曰、若不_レ得_レ鈴、廻志摩還而覆奏。惠尺馳之、往_二於近江_一、喚_二高市皇子・大津皇子_一、逢_二於伊勢_一。既而惠尺等、至_二留守司_一、举_二東宮之命_一、乞_二駅鈴於高坂王_一。然不_レ聽矣。時惠尺往_二近江_一。志摩乃還之、復奏曰、不_レ得_レ鈴也。

二四 対馬については『延喜式』に駅家の記載がなく、古代官道について詳らかではないが、地形からして直線的な道路をつくることは不可能であるため、浦々を海路で結んでいたものと考えられる。また、嶋府は島南東部の厳原周辺に所在したとされる（川口二〇〇四）。そのため金田城は、地域支配の拠点や陸上交通路との関係は薄いといえる。

二五 対馬は邪馬台国の時代から倭国の一部として認識されはしていたが、山が険しくほとんど耕地がない地形で、人口も少ないことから、古代国家が領域的な支配に積

極的であつたとは考え難い。律令制下でも、令制国に準ずる「嶋」が設置され、さらには在地勢力が朝鮮半島などの外国勢力と結びつくことを恐れて懷柔策がとられるなど、特殊な支配が行われた（柿沼二〇二一b・二〇二三c・二〇二五）。

三六 嶋府から金田城は、直線距離では十キロメートル程だが、道路が整備されていなかった時代はいくつもの山を越えるか、海路を用いる必要があつた。

三七 金田城には防人がおかれていたといわれているものの、八世紀以降の遺物は出土せず、奈良時代に城山は「無人の山塊」であつたと考えられる（坂上二〇〇七・二〇一四）。朝鮮半島と境を接する最前線に位置するという条件は七世紀と変わらないにもかかわらず、八世紀以降に金田城が維持されなかったのも、対馬そのものの防衛が意識されていなかったためであろう。

三八 刀伊の入寇やモンゴル襲来で対馬や壹岐が深刻な被害を受けることになったのも、そのためであろう。

三九 もちろん、『日本書紀』や『続日本紀』の編纂をめぐる問題もあり、古代山城についてのすべての記事が統一的な方針の下で書かれているとは限らない。しかしながら、史書には全国的に行われた一般的な事柄は記載されない傾向にあり、また地域支配の拠点や交通路を守るための施設の整備は普遍的な現象であろうことを踏まえると、「一般の軍事拠点」としての山城は史書に記載されないという考え方も可能であろう。

三〇 向井一雄氏は、壬申の乱で近江朝の防衛体制構築は一度頓挫しており、山城築造の緊急度は低下し、停止・廃城となったものがあるだろうとしつつも、朝鮮半島における新羅と唐の戦闘は継続しているため、少なくとも唐が半島から撤退する六七六年までは対外戦争の危機は続いたとする（向井二〇一七）。

三一 【史料十三】には「廃^二高安城^一」と書かれているが、『史料十五』の行幸記事では「行^二幸高安城^一」とあり、廃城となった後も「城」の語が用いられている。「築」が運用開始を意味するように、「廃」もまた運用停止を意味する語であ

り、「築」や「廃」は物理的な構造物の完成や撤去を意味するわけではないことを表している。

三三 高安城の廃止後にもかかわらず行幸が行われているのは、七一〇年に平城京への遷都が宣言されても引き続き藤原京には留守官がおかれ（『続日本紀』和銅三年（七一〇）三月辛酉（十日）条）、平城京の建設はその後も継続し、『続日本紀』和銅四年（七一一）九月丙子（四日）条に「今宮垣未^レ成、防守不^レ備」とあるような状態であつたため、平城遷都後もしばらくは藤原京の機能が維持され、それによって高安山も重要な地であり続けたことによると考えられる。

三三 高安城はヤマト政権の基盤である畿内に所在し、「国見」のための場所でもあつたため、古代山城の中では例外的な存在であるが、他の山城の維持・管理には一定の共通性があつたと考えられる。

三四 これ以外にも、史書に記載がなく、未発見の「一般的な軍事拠点」としての山城は多くあつたと考えられる。また、長門国の城については周防総領が管轄したとする説もあるが、『史料一』・『史料四』に大野城・基肆城とともに記されていることや、先述のように長門国は西海道に準ずる「辺境」支配を受けていること、下関は九州島側の門司と関門海峡を挟んで一体となる地域であることから、長門国の城も筑紫大宰が管轄していた可能性がある。

三五 『高松市埋蔵文化財調査報告 二〇〇集 史跡天然記念物屋島』（高松市教育委員会、二〇一九）

三六 香川県埋蔵文化財センター編『讃岐国府跡Ⅰ』（香川県教育委員会、二〇一六）

三七 『高松市埋蔵文化財調査報告第一一三集 屋嶋城跡Ⅱ』（高松市教育委員会、二〇〇八）

三八 『西条市埋蔵文化財発掘調査報告書 第三集 史跡 永納山城跡Ⅱ』（西条市

教育委員会、二〇一二)

三九 岡山県古代吉備文化財センター編『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告二二六史跡 鬼城山2 「蘇る! 古代吉備の国」謎の鬼ノ城」城内確認調査』(岡山県教育委員会、二〇一三)

四〇 『三国史記』卷六・新羅本紀・文武王十年(六七〇) 七月条

封「安勝」為「高句麗王」。

四一 『三国史記』卷八・新羅本紀・神文王三年(六八三) 十月条

徵「報德王安勝」為「蘇判」。賜「姓金氏」。留「京都」。

四二 『三国史記』卷七・新羅本紀・文武王十九年(六七九) 二月条

発「使」、略「耽羅国」。

四三 九州島と台湾の間に連なる島々の総称。大隅諸島(種子島・屋久島)、吐噶喇列島、奄美群島(奄美大島・喜界島・加計呂麻島・徳之島・沖永良部島・与論島)、沖縄諸島(沖縄島)、先島諸島(宮古諸島・八重山諸島)などの島々からなり、古代国家が行政区画(多嶺嶋)をおいたのは大隅諸島までである(柿沼二〇一三c)。

四四 『日本書紀』推古天皇二十四年(六一六)条・同二十八年(六二〇) 八月条

四五 未発見の三野城・稲積城がおかれた場所については、北部九州説と南部九州説があるが、当時、朝鮮半島や中国との間の緊張が高まっていたわけではないので北部九州の防衛を強化する必要はなく、南西諸島進出や隼人支配こそが喫緊の課題であったため、南部九州に所在したと考えられる。なお、永山修一氏や菊池達也氏も、三野城・稲積城の修築を南部九州における支配強化や反乱と絡めて理解している(永山二〇〇九・菊池二〇一四)。

四六 『日本書紀』持統天皇二年十一月乙寅(十一日) 条

四七 『日本書紀』持統天皇四年十月壬申(二九日) 条・十二月辛酉(十九日) 条

四八 『日本書紀』天武天皇五年(六七六) 是歳条

四九 『日本書紀』天武天皇十一年(六八二) 三月朔条

五〇 笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える——二〇〇九年東京シンポジウムの記録』(山川出版社、二〇一〇)の「古代山城関連史料」においても、【史料七】は関連史料として掲載されている。

五一 筑前国が別置されていた時期には、大野城の管理が筑前国に移管されたとされる(太宰府市史編集委員会二〇〇五)。

五二 『大宰府政庁周辺官衙跡——不丁地区 遺物編2——』(九州歴史資料館、二〇一四) 所収

五三 この木簡は、「朝」字の下端部以下の面が二次的に削り取られており、それは田中朝臣の名であったと考えられる。天平六年以前のものとされる播磨国郡稲帳(『大日本古文書』卷二一五〇)に「大宰府少監正六位上田中朝臣三上」とあることから(『大宰府政庁周辺官衙跡V——不丁地区 遺物編2——』九州歴史資料館、二〇一四)、この木簡は八世紀前半のものであると考えられる(松川二〇一八)。

五四 「新羅海賊」の活動やその実態については、(鄭二〇一五)を参照のこと。

五五 貞観十八年(八七六)には、新羅人や唐人の来航があったり、国司が十分に巡行できないことを理由に、平戸や五島列島に値嘉嶋という行政区画を設置する建議がなされた(『日本三代実録』貞観十八年三月九日条)。値嘉嶋の設置については、(柿沼二〇一三c)を参照のこと。

五六 『日本三代実録』貞観十五年(八七三) 七月八日条

先「是、大宰府馳驛言、渤海国人崔宗佐・門孫・宰孫等漂「着肥後国天草郡」。(後略)

『日本三代実録』仁和元年(八八五) 六月十四日条

是日、大宰府言、去四月十二日、新羅国判官徐善行・録事高興善等卅八人、乗「船一艘」、来「着肥後国天草郡」。(後略)

五七 榎本淳一氏は、鞠智城の対外防衛上の位置づけは低く、九世紀の対外危機と

鞠智城の存続を結びつけることはできないとする(榎本二〇一七)。たしかに鞠智城は直接海に面しているわけではなく、標高も高くないため、有明海を監視する役割は認め難いが(柿沼二〇一四)、その存在にはかつて指摘したように在地勢力への牽制の意味があり(柿沼二〇一四・二〇二一a)、さらに西海道諸国に兵糧を分配する役割も果たしていたことを踏まえると、九世紀の対外危機と無関係ではないと考えられる。

五八 後掲【史料六九】

五九 『続日本紀』天平九年(七三七)四月戊午(十四日)条

六〇 多賀城碑によれば、多賀城の設置は神亀元年(七二四)である。

六一 『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)三月丁亥(二二日)条

六二 『新日本古典文学大系 続日本紀二』補注十二・六七

六三 【史料六九】では「小勝柵」となっているが、【史料七〇】には「雄勝城」とあり、これが「雄勝城」の初見記事である。

六四 桃生城への柵戸の移配について記した【史料七二】にみえる「天平宝字三年符」は、「天平宝字二年符」の誤りで、【史料六八】を指す。

六五 ただし、造営についての史料上の表現は、西日本の「城」では例外なく「築城」とされるのに対して、東北の〈城〉の多くは「造城(柵)」あるいは「作城(柵)」である(岡田二〇一〇)。東北の城柵と西日本の古代山城の大きな違いは、東北の城柵が官衙を内包するものであったのに対して、古代山城からは倉庫跡は出土するものの、官衙的な建物跡は発見されていないということである。そのことが造営に関する表現の違いにあらわれていると考えられる。軍事的側面を強調するために東北の城柵を〈城〉と称するようになったといっても、それはあくまで仲麻呂が目指した理念の話であって、地域支配の拠点となる官衙としての役割を城柵が担ったことに変わりはない。

たということであろう。

六六 義解は「城主」と呼ばれる国司を三関国に限定しているが、酒井芳司氏は、辺城門に関する規程である以上、この解釈は当たらないとする(酒井二〇〇九)。妥当な指摘であろう。